

慶林坊日隆における「法度」について

小西 顕龍

一 はじめに―問題の所在

室町時代における日蓮門下の代表的学匠、慶林坊日隆（一三八五―一四六四）は、その著述において法華經本門八品を中心とする教義を標榜した。日隆は八品正意論を展開し、法華經本門八品に説かれる教法から、「本門戒」を示し、末法における戒律は、本門南無妙法蓮華經を持つことであることを主張した。この日隆の戒律観は、日蓮聖人（一二三三―八三）の、末法は無戒であり、法華經信仰の貫徹こそが持戒である、という戒律観と異なることが指摘できる。また、日隆は「本門戒」を主張すると同時に、新たな門流を形成するうえで、四種の「法度」を制定し、日隆教団における法華經信仰のあり方を示現し教団を統一している。これらの「法度」は、日隆が自らの法華經信仰を門下に継承させるという意識の基に制定されたものであり、日隆の戒律観が示されている。そこで、日蓮聖人滅後の戒律観として、日隆の戒律観

が、日隆の「法度」にどのようにあらわれているのかについて少しく考察したい。それでは、はじめに、日蓮聖人の戒律観について確認しておきたい。

二 日蓮聖人の戒律観

日蓮聖人の戒律観についての研究は、茂田井教亨氏等の先学によりなされており、これらの研究に導かれながら、日蓮聖人の戒律観について確認したい。日蓮聖人の戒律観については、管見の限り、(1)『南條兵衛七郎殿御書』⁽³⁾・(2)『守護國家論』⁽⁴⁾・(3)『大学三郎殿御書』⁽⁵⁾・(4)『四信五品鈔』⁽⁶⁾等の四種の日蓮聖人遺文より確認することができる。これらの遺文より確認できることは、つぎのようである。①正法時には持戒者が多いが、像法時には破戒者が多くなり、末法時には無戒者だけが充満していること。②経証として『法華經』見宝塔品第十一「是名持戒」の文と、『大般涅槃經』如来性品第四「乘急戒緩」の説示とを引用し、末法では、正確に大小相對と権

慶林坊日隆における「法度」について（小西）

実相対とを弁えること、つまり法華經を信じ持つことが持戒であると証明すること。③傳教大師が小乗の戒を棄捨し、末法は無戒であり持戒者は存在しないという戒律觀を示したと、等である。すなわち、日蓮聖人は末法における持戒は、法華經を受持し信仰することであるとしていることが確認できる。それではつぎに、日蓮聖人滅後における戒律の問題として、日隆の戒律觀が示される「法度」に注目し、少しく検討していきたい。

三 日蓮聖人滅後における戒律の問題

日隆は、著述中に「本門戒」についてふれているが、それらの著述は日隆が五一歳以降に著したものである。また、日隆は六〇歳から七九歳までの十九年間に、四度にわたり「法度」を制定した。それは、日隆が教団を統制し、自らの法華經信仰を門下に継承させることが必要であったことを示している。すなわち、日隆が布教活動や著述活動を展開していくなかで、日隆の周囲には多くの弟子や檀越が存在したことが推測され、日隆は「法度」を制定し、門下の調和をたもつ必要性があったことが指摘されている。⁽⁷⁾ それでは、日隆が制定した四種の「法度」について順次確認したい。

まず、(1)『本能寺條々法度本尊勸請起請文之事』⁽⁸⁾は、文安元（一四四四）年十二月十二日、日隆が六〇歳の時、出家者

に対して制定したもので、その内容は、女犯肉食の禁止、博奕の禁止、堂中における失物に対する処置の方法など、出家者が厳守すべき規定である。つぎに、(2)『日隆聖人未來遺言之事』⁽⁹⁾は、宝徳三（一四五二）年二月一日、日隆が六七歳の時に、出家者と在家者とにむけて制定したもので、本興寺の貫首の選定について規定している。さらに、(3)『信心法度』⁽¹⁰⁾は、宝徳三（一四五二）年二月一日、日隆が六七歳の時に、日隆の法華經信仰を具体的に示したもので、出家者と在家者とにむけて制定したものである。その内容は、謗法の堂社への参詣の禁止、謗法の不受、謗法者への不施、他宗儀礼による仏事や儀式などを行ったり参加したりすることの禁止などが規定され、日隆を中心とする信仰集団と他宗、他門流の信仰集団とのかわり方について厳しく規定されているのである。これは、日隆の法華經信仰の純粹性を貫徹させようとするものである。また、『信心法度』第七条では謗法者への供養を禁止しているが、その対象として公家や武家を除外している。これは日蓮教団史上、初めて条文化された「法度」である、応永二〇（一四一三）年六月十三日、明珠院日成（？—一四一五）制定の『妙覺寺法式』⁽¹¹⁾と同様に、「王侯除外の不受不施義」と称されるものであり、⁽¹²⁾『信心法度』は日隆の法華經信仰が標榜された厳格な「法度」であるが、公家や武家とのかかわり方については緩和されている。この『信心法度』は、

『妙覺寺法式』と酷似している条文があることから、『信心法度』は『妙覺寺法式』を前提として、日隆が制定した「法度」であることが理解できるのである。そして、(4)『本能寺之法度』⁽¹³⁾は、寛正四(一四六三)年五月十三日、日隆が晩年七九歳の時に、出家者と在家者とともにむけて制定したもので、本興寺の貫首の選出方法、本能寺の貫首ならびに出家者と在家者との弟子たちが守るべき規律などについて規定している。

以上のことより、日隆の「法度」には日隆の純粹な法華經信仰が示され、日隆は本門南無妙法蓮華經を受持することを門下に遵守させようとしたことが確認できる。

四 おわりに—今後の課題

日隆は、日蓮聖人の門下としての強い自覚のもとに法華經本門八品を正意とする教義を標榜した。しかも、日隆はその要法としての本因妙下種の題目を法華經信仰の中核とし、成仏の直道として唱題を勧奨している。日隆は、その教えを弘通する過程において、出家および在家の信奉者を獲得し、日隆への帰依者が輩出したのである。そのことによって、日隆を中心とする信仰共同体を生み出すことになり、その共同体の調和や統制をはかるうえで、「法度」の制定となるのである。日隆は、それらの「法度」において、本門南無妙法蓮華經を信じ、持つことこそが末法における持戒であることを示して

いるということが確認できるのである。今後は、日隆の著述にみられる「本門戒」について考察を行いたい。

1 管見の限りであるが、『十三問答抄』、『私新抄』、『法華宗本門戒体見聞』、『法華天台兩宗勝劣抄』、『法華宗本門弘經抄』等に見られる。

2 上田本昌稿「日蓮聖人に於ける持戒の考察」(昭和三十六年、『印度学仏教学研究』第九卷第一号所収)、石田瑞麿稿「日蓮初期の戒観について」(昭和四〇年、『印度学仏教学研究』第十三卷第二号所収)、茂田井教亨稿「日蓮聖人における戒の問題」(昭和四二年、『日本仏教学会年報』第三二号所収)、影山堯雄稿「日蓮聖人の戒思想について」(昭和四六年、『大崎学報』第一二五・一二六合併号所収・平成五年、『戒律の世界』再録)、本間裕史稿「日蓮聖人における戒意識の一考察」(昭和四八年、『仏教学論集』第十号所収)、本間裕史稿「末法と戒—最澄・法然・日蓮を巡って—」(昭和五二年、『日蓮教学研究所紀要』第四号所収)、野中隆謹稿「日蓮遺文における『是名持戒』について」(平成十一年、『日蓮教学研究所紀要』第二六号所収)、野中隆謹稿「日蓮遺文における『乗急戒緩』について」(平成十二年、『日蓮教学研究所紀要』第二七号所収)、小瀬修達稿「『立正安国論』における戒律思想」(平成二〇年、『現代宗教研究』第四二号所収) 参照。

3 立正大学日蓮教学研究所編『昭和定本日蓮聖人遺文』第一卷(平成三年、身延山久遠寺(以下『定遺』と略称する。)) 三三二頁。
4 『定遺』第一卷九五頁。
5 『定遺』第二卷(平成三年) 一〇八三頁。

慶林坊日隆における「法度」について（小 西）

- 6 『定遺』第二卷一二九八頁。
- 7 北川前肇講述『法華天台兩宗勝劣抄講義（一）』（平成十一年、本門法華宗学院）一九頁。
- 8 日隆の直筆が本能寺に格護されており、興隆学林専門学校図書館所蔵写真、「法華宗宗門史資料（一）」（昭和四五年、『桂林学叢』第六号所収）一〇八頁以下、法華宗宗門史編纂委員会編『法華宗宗門史』（昭和六三年、法華宗本門流宗務院）一二八頁以下を参照した。
- 9 日隆の直筆が本能寺に格護されており、興隆学林専門学校図書館所蔵写真、「本能寺文書」（昭和四三年、『日蓮宗宗学全書』第二十卷 史伝旧記部（三）所収）二八二頁以下を参照した。
- 10 日隆直筆の所在は明確ではない。妙蓮寺文書編纂会編『妙蓮寺文書』（平成六年、大塚工藝社）九二頁以下、日唱上人草稿『両山歴譜』（東京大学史料編纂所謄写本）、本興寺文書（未刊）、「法華宗宗門史資料（一）」一一〇頁以下を参照した。
- 11 日成の直筆は現存しておらず、『萬代亀鏡録』を参照した。日蓮宗不受不施派研究所編『不受不施史料』第一卷（昭和五八年、平楽寺書店）三二三頁以下。
- 12 『日蓮教団全史上』二八五頁、宮崎英修著『不受不施派の源流と展開』（昭和四四年、平楽寺書店）一一三頁以下、宮崎英修稿『不受不施義の展開』（昭和四九年、『中世法華仏教の展開』所収）参照。
- 13 日隆の直筆が本能寺に格護されており、興隆学林専門学校図書館所蔵写真、日唱上人草稿『両山歴譜』寛正四年条、「本能寺文書」二八三頁以下、「法華宗宗門史資料（一）」一一一頁以下、『法華宗宗門史』一三四頁以下を参照した。

〈キーワード〉 日蓮、日隆、法度、『信心法度』、本門戒

（興隆学林専門学校講師）

新刊紹介

高木 神元

『空海

—生涯とその周辺—

B 六版・二八四頁・本体価格二、一〇〇円
吉川弘文館・二〇〇九年四月